

スポーツ安全保険について(令和8年8月)

「スポーツ安全保険のあらまし」の要約
(公益財団法人スポーツ安全協会発行)

1. 補償対象となる団体活動

(加入区分: C 6 4 歳以下・B 6 5 歳以上)

＜スポーツ活動・文化活動等＞

当クラブの通常活動が補償対象になります
(クラブ登録申請書等の作成が重要)

① スポーツ活動

スポーツ活動の指導・審判を含む(クラブ
本体・阪南ゴルフ同好会・ウォーキングク
ラブ・ニュースポーツクラブ・グラウンド
ゴルフクラブ)

② 文化活動(パソコンクラブ)

③ ボランティア活動、地域活動

2. 3つの補償を完備

① 傷害保険

団体での活動中および往復中に、急激で偶
然な外来の事故により被った傷害(熱中症
および細菌性・ウイルス性食中毒を含む)
による死亡、後遺障害、入院、手術、通院

が補償されます。

（例）団体活動中のケガ・団体活動への往復中、車にはねられてケガをした場合

②賠償責任保険

団体での活動中および往復中に、またはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

（例）団体活動への往復中、自転車で誤って通行人とぶつかりケガをさせた場合

（例）団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを誤って割ってしまった場合

③突然死葬祭費用保険

団体での活動中および往復中に突然死（※）した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のい

ずれかに該当する死亡をいいます。

◎団体での活動中および往復中の死亡

◎団体での活動中および往復中に顕著な体調変化が確認（注１）され、そのときから２４時間以内の死亡（注２）。

ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限ります。

（注１）被保険者以外の第三者により確認されたものに限ります。

（注２）顕著な体調変化の時から２４時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での１８０日以内の死亡を含みます。

３．補償対象となる事故の範囲

①団体での活動中

団体の管理下における団体活動中。

次の条件をいずれも満たす活動をいいます。

◎日時、場所、内容等、団体が定めた**活動計画に基づき、指導監督者の指示に従った活動**

◎加入時にご提出いただいた**団体員名簿に記載された者**が集って行う活動

◎具体的には**集合から解散までの間**となる。

②往復中

団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中。

※自動車運転中（自動二輪車、原動機付自転車を含む）の事故は賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

※自宅とは、被保険者の居住の用に供する建物（敷地を含む。）をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅においては、ドアより内側の専用居住区画（専用使用権のある共用部分を含む。）をいう。例えば、集合場所に向かう際に自宅内で発生した事故については、往復中の事故には含まれず補償の対象とはなりません。

4. 掛金・補償額

①加入区分：C（64歳以下）

◎年間掛金：2,000 円

◎対象範囲：団体活動中とその往復中

＜傷害保険＞

◎死亡：2,000 万円

◎後遺障害（最高）：3,000 万円

●入院（１日につき）：４,０００円

●通院（１日につき）：１,５００円

②加入区分：Ｂ（６５歳以上）

●年間掛金：１,２００円

●対象範囲：団体活動中とその往復中

＜傷害保険＞

●死亡：６００万円

●後遺障害（最高）：９００万円

●入院（１日につき）：１,８００円

●通院（１日につき）：１,０００円

③加入区分：Ｂ・Ｃ共通

＜傷害保険＞

●入院、通院については治療日数１日目から補償されます。

●事故の日からその日を含めて１８０日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院について保険金が支払われます。ただし、通院保険金の支払日数は、１事故について３０日が限度となります。

●約款所定の手術を受けられた場合には、手術保険金（入院中の手術：入院保険金日額の１０倍、入院中以外の手術：入院保険

金日額の 5 倍) が支払われます。

＜賠償責任保険＞

◎対人・対物賠償 合算 1 事故 5 億円

ただし、対人賠償は 1 人 2 億円

{支払限度額 (免責金額なし)}

＜突然死葬祭費用保険＞

◎葬祭費用 180 万円 (支払限度額)

5. 備考・よくあるご質問 (スポーツ安全 保険ホームページから)

①スポーツ活動とは

運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。

なお、**次の活動もスポーツ活動となります。**

(危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。)

◎健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、**太極拳、ヨガ、ストレッチ体操などのフィットネススポーツ**

◎社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、レクリエーションダンス、踊り

◎ウォーキング、ハイキング、軽登山、釣り、キャンプ、サイクリングなどの**野外活動**

◎運動会、**球技大会**など

②重複する保険契約や共済契約が他にある場合の保険金

＜**傷害保険**

健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金など**と関係なく支払われます。**

＜**賠償責任保険・突然死葬祭費用保険**

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。**他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。**

③保険金が支払われない主な場合

＜**傷害保険**

野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、オスグット病、椎間板ヘルニア、

靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害。成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など。

④ 加入手続時に申告した種目以外の活動を、加入手続きを行った団体で行うこととなりました。補償の対象となりますか。

⇒加入手続きを行った団体の管理下における団体活動であれば、申告された種目以外であっても加入の加入区分で補償できる範囲のものであれば補償の対象となります。普段活動している場所でなくとも補償の対象となります。

（例１）野球の団体でC区分に加入しており、その団体の主催行事でバーベキューを行う

⑤ 登山を行う団体で保険に加入しており、1か月後に予定されている登山計画のルート策定のため、団体員の一部で下見に行くことになりました。この場合補償の対象となりますか。⇒団体活動上必要不可欠な活動として補償が可能です＜ウオーキングクラブの下見が該当＞ただし、「誰が」「いつ」

「どこに」行くのかといった団体の計画に基づき下見を実施してください。

⑥ 試合中、相手選手にケガをさせてしまいました。この場合賠償責任保険で補償の対象となりますか。

⇒賠償責任保険は、法律上の賠償責任が生じた場合に補償を受けることができます。

ご照会のケースが、そのスポーツのルール、競技特性上、お互いに受忍すべき範囲の危険であるならば、法律上の賠償責任が生じないと考えられます。このような場合には賠償責任保険の補償対象とはなりません。

（例１）サッカーの競技中、蹴ったボールが相手選手に当たりケガをさせた。

（例２）野球でボールが相手のメガネに当たり、メガネを破損させた。上記の例は一般的にお互いに受忍すべき範囲の危険ですので、法律上の賠償責任は生じず、賠償責任保険の補償対象とはなりません。

⑦ 体育施設で卓球台などを一緒に借りていますが、これを壊した場合は賠償責任保険の対象となりますか。

⇒スポーツ安全保険では、借りた施設そのもの（体育館の壁、窓ガラスなど）を壊した場合は対象となりますが、それ以外の自身が使用、管理している財物については借用物であっても免責となっているため、補償ができません。

6. 事故の通知方法

①ケガをされたとき＜傷害保険＞

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項を連絡。

- ・ 団体名
- ・ 団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号
- ・ 負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号
- ・ 加入依頼番号
- ・ 加入手続日
- ・ 加入区分
- ・ 事故の日時、場所、詳細状況
- ・ 傷害の内容
- ・ 入院の有無

事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金

請求に必要な書類一式が直接送付されます。
入通院保険金請求額の合計が 30 万円以下
の場合は、東京海上日動からの求めがない
限り、原則医師の診断書提出は不要です。

**② 法律上の賠償責任を負うおそれのある
事故を起こされたとき＜賠償責任保険＞
速やかに電話で東京海上日動のスポーツ安全
保険コーナーへ次の事項を連絡。**

- ・ 団体名
- ・ 団体代表者の氏名、電話番号
- ・ 加害者および負傷者（物の場合は所有者
など）の住所、氏名、年齢、電話番号
- ・ 加入依頼番号
- ・ 加入手続日
- ・ 事故の日時、場所、原因、詳細状況
- ・ 身体の障害または物損（注 1）の程度など
（注 1）物損は、状況が把握できるよう現
場写真や修理見積書をとっておいてくださ
い。※示談交渉は被保険者（加害者）が行
います。なお、示談に際しては、事前に東
京海上日動と十分にご相談ください。東京
海上日動の承認を得ずに示談をされた場合
には、示談金額の全部または一部について

保険金として支払われない場合があります。

③ 突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき＜突然死葬祭費用保険＞

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。

- ・ 団体名
- ・ 団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号
- ・ 被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号
- ・ 加入依頼番号
- ・ 加入手続日
- ・ 加入区分
- ・ 事故の日時、場所、詳細状況
- ・ 死亡日時・原因（病名）

事故時の連絡先（事故通知・保険金請求先）

電話の受付は、平日 9 時から 17 時まで

■ 東京海上日動

近畿スポーツ安全保険コーナー

- ・ フリーダイヤル 0120-789-067
- ・ TEL 06-6203-0677
- ・ 〒541-8555 大阪府中央区高麗橋 3-5-12